

滋賀県共済協同組合 御中

(共済契約者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

特別措置適用申請書

特別措置の適用を受けたく、下記のとおり申請いたします。

記

1. 特別措置を適用する共済契約

希望する措置の内容		<input type="radio"/> A 下記の共済契約の 継続契約 (継続前契約の内容を記入)	<input type="radio"/> B 下記の共済契約
共済契約の内容	共済契約の種類		
	証書番号		
	共済期間または特約期間		
	共済掛金の払込方法 〔共済掛金の払込みに関する特約が適用されて いる場合は、その特約名〕		

2. 希望する措置の内容

Ⓐ 継続契約の締結手続を、令和 年 月 日まで猶予すること。

なお、本措置の申請にあたって、次の2点を承諾します。

継続契約は、前契約（上記1で特定した契約）と同一の契約条件（※1）（※2）により成立すること。

※1 「同一の契約条件」とは共済契約の種類、担保種目、共済の目的、共済金額、免責金額、共済期間、被共済者、共済掛金払込方法、適用される特約などが同じ（継続契約の締結手続を行う時において共済商品・料率が改定されている場合は改定後の商品・料率に基づく）であることをいう。

※2 自動車共済における「車両共済の共済金額および免責金額」は、継続契約の締結手続を行う時において貴会との間で決定した額とする。

猶予された期日までに当該契約の締結手続を行わなかった場合は、継続契約として取り扱われないこと。

Ⓑ 下記の共済掛金の払込みを、令和 年 月 日まで猶予すること

特別措置を適用しない場合の払込期日	共済掛金
令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円

なお、本措置の申請にあたって、次の2点を承諾します。

猶予された期日までに当該共済掛金の払込みを行わなかった場合は、普通共済約款または当該共済契約に適用される特約に定める共済掛金の未払いを理由とする免責規定、解除規定が、特別措置を適用しない場合の払込期日に遡及して適用されること。

猶予された期日までに共済事故が発生した場合は、特別措置を適用しない場合の払込期日が共済事故発生日以前にある共済掛金および普通共済約款または当該共済契約に適用の特約の定めにより、共済金の受領時までに払い込む共済掛金の全額を一時に払い込むこと。

3. 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた状況

- ① 当該感染症による影響を受けた（罹患、自宅待機、外出制限等）
- ② 取り扱い代理所・研修生が当該感染症による影響を受け、通常業務が困難になった
- ③ 当該感染症への対応のために派遣された医療従事者等である
- ④ その他（ \_\_\_\_\_ ）

以上

令和 年 月 日

殿

滋賀県共済協同組合

特別措置適用承諾書

ご申請のとおり、特別措置の適用を承諾いたします。

以上